

公募型プロポーザル方式による技術提案の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年3月19日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
サッカースタジアム調査及び検討支援業務委託
- (2) 業務の内容
別紙1「サッカースタジアム調査及び検討支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
岡山県環境文化部スポーツ振興課長が指定する場所
- (5) 契約限度額（見積上限額）
22,572,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

この技術提案に参加できる者は、1者で参加する場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることとし、複数の者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる（1）から（7）まで及び（9）の要件を満たし、かつ、共同企業体のいずれか1者が（8）の要件を満たしていることとする。

- (1) 日本国内に本店を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受

けている者でないこと。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 岡山県税を滞納していない者であること。
- (8) 日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）から2026特別シーズンに係るJ1クラブライセンスを交付されているチームが使用又は使用予定のスタジアムの新設又は改修に係る調査業務又は計画策定業務に過去15年度（平成23年度～令和7年度）以内において元請として参画し、全てを誠実に履行した実績を有していること。
- (9) 共同企業体にあつては、その構成員が1者又は他の共同企業体の構成員として本技術提案に参加しない者であること。

3 業務委託契約に関する事務を担当する課等の名称

岡山県環境文化部スポーツ振興課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話番号 086-226-7440

ファックス番号 086-225-0260

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

- (1) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の配布の期間及び場所

ア 期間

令和8年3月19日（木）の午後1時から午後5時まで及び令和8年3月20日（金）から同年3月30日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

なお、岡山県環境文化部スポーツ振興課のホームページ（以下「県ホームページ」という。<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1023177.html>）からダウンロードすることもできる。

- (2) 仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

ア 期間

令和8年3月19日（木）の午後1時から午後5時まで及び令和8年3月20日（金）から同年3月30日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 場所

3の契約条項を示す場所に同じ。

なお、県ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1023177.html>) からダウンロードすることもできる。

(3) 仕様書に対する質問の受付

ア 期間

令和8年3月19日(木)の午後1時から午後5時まで及び令和8年3月20日(金)から同年3月30日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 方法

仕様書に関する質問・回答書(様式第2号)をファックスにより提出すること。(不着等の事故を防ぐため、ファックス送信後、電話で送信の旨を連絡すること。)

ウ 宛先

岡山県環境文化部スポーツ振興課

ファックス番号 086-225-0260

エ その他

- ・技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ・回答は、上記(1)イに記載の岡山県環境文化部スポーツ振興課のホームページに掲載する。ただし、本技術提案に関係のないもの、その他回答すること又は県ホームページへの回答の掲載が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わない又は回答方法を変更する場合がある。

(4) 技術提案参加申出手続等

技術提案への参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)及び様式第1号に記載の添付書類を提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期間

令和8年3月19日(木)の午後1時から午後5時まで及び令和8年3月20日(金)から同年3月30日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵便等(郵便等の場合は、書留郵便その他これに準じる方法による提出に限るものとするほか、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、提出期限内に提出がなかったものとみなす。)

(5) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けたものは、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格がないとされた理由の説明の要求

技術提案参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記(3)ウの宛先にファックスにより技術提案参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。(不着等の事故を防ぐため、ファックス送信後、電話で送信の旨を連絡すること。)

6 技術提案

技術提案に参加する者(以下「参加者」という。)は、技術提案書を提出するとともに、技術提案書について説明(プレゼンテーション)を行わなければならない。

(1) 技術提案書の提出

ア 提出を要する書類、数量等

技術提案書(様式第3号)及び様式第3号に記載の添付書類
9部(原本:1部・副本:8部)

イ 提出期限

令和8年4月9日(木) 午後5時(必着)

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵便等(郵便等の場合は、書留郵便その他これに準じる方法による提出に限るものとするほか、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、提出期限内に提出がなかったものとみなす。)

オ 留意事項

(ア) 別紙2「技術提案書作成要領」により作成すること。

(イ) 様式に記載している注記に留意すること。

(ウ) 技術提案書に記載した配置予定職員は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、変更しようとする者が前任者と同等以上の職員であることを証明する書面をあらかじめ提出し、本県の承認を得なければならない。

(2) 技術提案書の説明(プレゼンテーション)

ア 日時(予定)

令和8年4月16日(木) 13:00~17:00

イ 会場(予定)

岡山県庁9階901会議室(岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号)

ウ その他

- ・時間、会場等の詳細については、上記5（5）アの技術提案参加資格要件に係る事前審査で適合と認められた者に書面により通知する。
- ・技術提案書の説明（プレゼンテーション）は、非公開で実施する。
- ・説明する者は3名以内とし、オンラインでの実施は可である。
- ・大雨が見込まれるなど書面により通知した日時等で実施できないと本県が判断した場合には、事前に連絡するとともに、日時等を変更する。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

本業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、技術提案の内容を別紙3「サッカースタジアム調査及び検討支援業務委託に係る受託候補者評価基準」に基づき審査し、受託候補者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、参加者に書面で通知するとともに、県ホームページ等に掲載する。なお、審査委員会での審査結果については公表しない。

8 技術提案書等の無効

参加者が次のいずれかに該当したときは、提出された技術提案書等を無効とする。

- (1) 技術提案の公告の日から受託候補者が決定する日までの間において、上記2の技術提案に参加できる者の資格を満たさないことが確認されたとき。
- (2) 技術提案書が上記6（1）イの提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 技術提案書における見積書の見積金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）が上記1（5）に示す契約限度額（見積上限額）を超えるとき。
- (4) 提出した書類に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) その他参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約の締結

- (1) 上記7の受託候補者選定後、委託内容の一層の充実を図るため、本県と受託候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (2) 受託候補者との随意契約により、本業務を委託する。
- (3) 受託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (4) 契約の締結に当たっては、契約書を作成する。
- (5) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (6) 委託料の精算に当たり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を

委託金額とする。

10 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 技術提案に要する全ての費用は、技術提案参加資格確認申請書を提出する者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 受託候補者の選定結果にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (6) 提出書類に記載された個人情報、技術提案参加資格の審査、受託候補者の選定その他の手続を実施する目的以外に、提出者に無断で使用することはない。
- (7) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。